



マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています

◆業務ご案内◆

- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算・年末調整
- 就業規則・諸規程のご相談・作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- 労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- 月曜日～金曜日（祝日を除く）9時～17時



皆さまいかがお過ごしでしょうか。今年のお盆は、ひたすら雨でした。こんなお盆は初めてかもしれません。コロナに加えてひたすら雨のお休み、家から出ることもできずに、気が付けば衝動的にプチ断捨離を始めていました。普段からなかなか物が捨てられず、何でも置いてしまうので、家の中も事務所も物がいっぱいです。そんな普段の私よりも（若干ですが）大胆に物を整理、その結果は…？ ゴミ袋 2 つ分程度に終わってしまいました。やはりなかなか思い切るのは難しかったです(笑)



～給与金額の確認をお願いします！～

2 ページ目下段に記載しました通り、今年度の最低賃金額が公表されました。まだ正式決定ではありませんが、ほぼこの金額で決定されることが予想されます。10月1日から10月上旬にかけて都道府県ごとに順次発効されていきます。今のうちから現在支払っている給与の金額を確認のうえ、9月あるいは10月の給与から、必要があれば改定できるよう、早めのご準備をお願いします。

*月給者は、時給換算しての確認が必要です。

★8月のお仕事カレンダー★



8/10

● 7月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

8/31

● 7月分健康保険料・厚生年金保険料の納付

● 6月決算法人の確定申告と納税・12月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)

● 9月・12月・翌年3月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)

★トピックス★



～令和3年度の地域別最低賃金 すべての都道府県が答申 改定額を公表しました～

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和3年度の地域別最低賃金の改定額を公表しました(令和3年8月13日公表)。

これは、令和3年7月16日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和3年度地域別最低賃金改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会にて調査・審議した結果を取りまとめたものです。

ポイントは、次のとおりです。

- 47都道府県で、28円～30円、32円の引上げ(引上げ額が28円は40都道府県、29円は4県、30円は2県、32円は1県)
- 改定額の全国加重平均額は930円(昨年度902円)
- 全国加重平均額28円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額
- 最高額(1,041円)に対する最低額(820円)の比率は、78.8%(昨年度は78.2%)。なお、この比率は7年連続の改善)

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から10月上旬までの間に順次発効される予定です。

労使コミュニケーションの課題について (SNSの炎上に気をつけて!)

厚生労働省から、「技術革新（AI 等）が進展する中での労使コミュニケーションに関する検討会」がまとめた報告書（12 回にわたる検討の結果をまとめたもの）が公表されました。その中で、SNS の炎上等に関する指摘もあり話題となりました。

SNS などのコミュニケーションツールが多様化し、個々の労働者による情報の受発信の在り方が変化することにより、労使関係や労使コミュニケーションにも影響が及んでいます。具体的な影響として以下のような事例が報告されています。

● SNSへの書き込みの「炎上」

労働者が職場で受けた不本意な処遇・取扱い等について SNS 上に会社名が特定される形で書き込み、社内での問題を公にした場合に、SNS 上で非常に多くの参加者から共感を得ることによって社会的な批判が巻き起こり、当該企業や労働者が影響を受ける事象が発生しています。

● 「タイムライン」を通じた個人の価値観の強化・アップデート

SNS の普及により「タイムライン」等を通じて、自分の興味のあるものをフォローすることで自動的に自分の求める情報の受信が可能となったこと、自らの考え方への共感を即時に得られること等により、各自の考え方が強化されるという現象が発生しています。

また、個人の労働環境に関する考え方についても同様に、日々、個人の興味や選好が反映された最新の情報に触れることで、自身の考え方がより強められる方向で更新され続けることや、SNS 上で同様の問題意識を持った人々の共感を得ることにより、職場への不満の声を上げやすくなっている可能性があります。

今後、上記のような事例・特徴を企業側もよく知ったうえでの対応が求められます。つまりは、SNSにより労働者は「自分には味方がいるんだ」と強く感じています。それを力で押さえつけようとする、SNSの力を借りた反発も予想されます。企業と労働者との間の認識の違いを埋める姿勢を取りながら、企業側も十分に周りを見ながら対応を進めていくことが大切になってくるのではないのでしょうか。

*マイナンバーも安心！
弊所は電子申請でお手続きしています*

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

